

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課
不 利 益 処 分 名	徳島市立徳島城博物館の入館拒否等
根 拠 法 令	徳島市立徳島城博物館条例
根 拠 条 項	第9条
連 絡 先	(電話 621-5009)
基 準	<p>【根拠条文】 徳島市立徳島城博物館条例 (入館の拒否等) 第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対しては、博物館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者 (2) 博物館の施設、付属設備及び博物館資料を損傷するおそれがあると認められる者 (3) 伝染性の疾患があると認められる者 (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者 (5) その他管理上支障があると認められる者 <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>
参 考 事 項	
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)